

數值目標・ 重要業績評価指標 (KPI) 一覽

数値目標・重要業績評価指標（KPI）一覧

目指すべきまちの姿1 未来に希望がもてるまち

数値目標

指標	指標の説明	単位	当初(2019)	目標(2024)
学校が楽しいと思っている児童生徒数	「全国学力・学習状況調査」より	%	小学校 82.9 中学校 84.2	小学校 90.0 中学校 90.0
子育て世帯の転入者数	0歳～15歳の社会増減	人	11(2017.10～2018.9)	75人／5年
年間出生数	年間出生数(4月～翌年3月)	人	247	1,491人／5年

重要業績評価指標（KPI）

指標	指標の説明	単位	当初	目標
学級の友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができている児童生徒の割合	「全国学力・学習状況調査」より	%	小学校 71.6 中学校 76.1	小学校 85.0 中学校 85.0
自分には良いところがあると思っている児童生徒の割合	「全国学力・学習状況調査」より	%	小学校 80.0 中学校 78.2	小学校 90.0 中学校 90.0
週に1日以上運動する児童生徒の割合	「新スポーツテスト」より	%	小学校 89.1 中学校 83.2	小学校 95.0 中学校 95.0
子育てしやすい環境と感じる市民の割合	【市民意識調査】南砺市の市政への満足度を問う設問の中の産み育てやすい子育て環境づくりの項目について、「満足」「やや満足」「ふつう」と回答した数／有効回答数	%	84.5	85
男性の家事育児時間	【市民意識調査】休日に1日あたり合計2時間以上、家事、育児、介護をすると回答した男性の数／男性の有効回答数	%	18	向上させる
就労しながら無理なく子育てできると感じる市民の割合	【市民意識調査：18歳未満のお子さんがいる家庭】就労しながら無理なく子育てすることができると思うと回答した数／有効回答数	%	69.7	65
年間婚姻数	一年間(4月～翌年3月)に提出された婚姻届の件数	件	157	137

目指すべきまちの姿2 多様な幸せを実感できるまち

数値目標

指標	指標の説明	単位	当初	目標
健康寿命	年齢階級別の人口、5年間の死亡数、65歳以上の要介護認定者数頭により算出	歳	男性 79.82 女性 83.96 (2018公表)	男性 80.47 女性 84.61

重要業績評価指標（KPI）

指標	指標の説明	単位	当初	目標
介護予防活動への参加率	高齢者が週1回、居場所に参加する割合	%	1.7	5
日頃から運動する人の割合	【市民意識調査】日頃から運動を行っていると回答した数／有効回答数	%	44.2	41
寛容な社会が形成されていると感じる市民の割合	【市民意識調査】文化や言語が自分と異なる人々を理解しようとする雰囲気があると感じると回答した数／有効回答数	%	28.4	向上させる



数値目標・重要業績評価指標（KPI）一覧

目指すべきまちの姿3 心豊かな暮らしができるまち

数値目標

指標	指標の説明	単位	当初	目標
若者の純移動率の改善	住民基本台帳人口より算出	%	106.4 (2015→2020)	109.8
域内消費額	RESAS「地域経済循環図」より	億円	1,745 (2013)	1745
平均所得	市町村税課税状況等の調における総所得金額等／所得割納税義務者により算出	万円	262 (2018)	向上させる

重要業績評価指標（KPI）

指標	指標の説明	単位	当初	目標
新規雇用者数	市内企業に就職した新卒学生数（4月1日時点）	人	148	200
住宅着工件数	富山県市町村別新設住宅着工件数	件	131 (2016～2018の平均)	131
貢献活動数	南砺市応援市民制度による応援活動参加者数、副業応援市民制度による応援活動参加者数、ふるさと納税による寄附件数などの合計件数	件	ふるさと納税 1,192件 応援市民活動 12人 副業応援市民 12人	向上させる
市営バス利用者数	市営バス利用者実績	人	119,884	120,000
市内で買物をする市民の割合	【市民意識調査】主に南砺市内で買い物をすると回答した数／回答総数から無回答を除した数、で算出した食料品、日用雑貨、衣料品、電化製品、趣味に関するものの割合の平均値	%	35.3	35
製造品出荷額	工業統計調査「市町村別製造品出荷額」より、年間（1月～12月）の製造品出荷額（従業員4人以上の事業所）	百万円	227,340	232,000
外国人延べ宿泊者数	外国人の市内延べ宿泊者数の年間（1月～12月）人數	人	15,893	20,000
農業産出額	農林水産省が公表している「市町村別農業産出額（推計）」の額	千万円	796 (2017)	796
素材生産量(呉西6市)	森林組合における単年度の針葉樹の素材生産量	m ³	56,162 (2018)	58,000

目指すべきまちの姿4 皆で考えともに行動するまち

数値目標

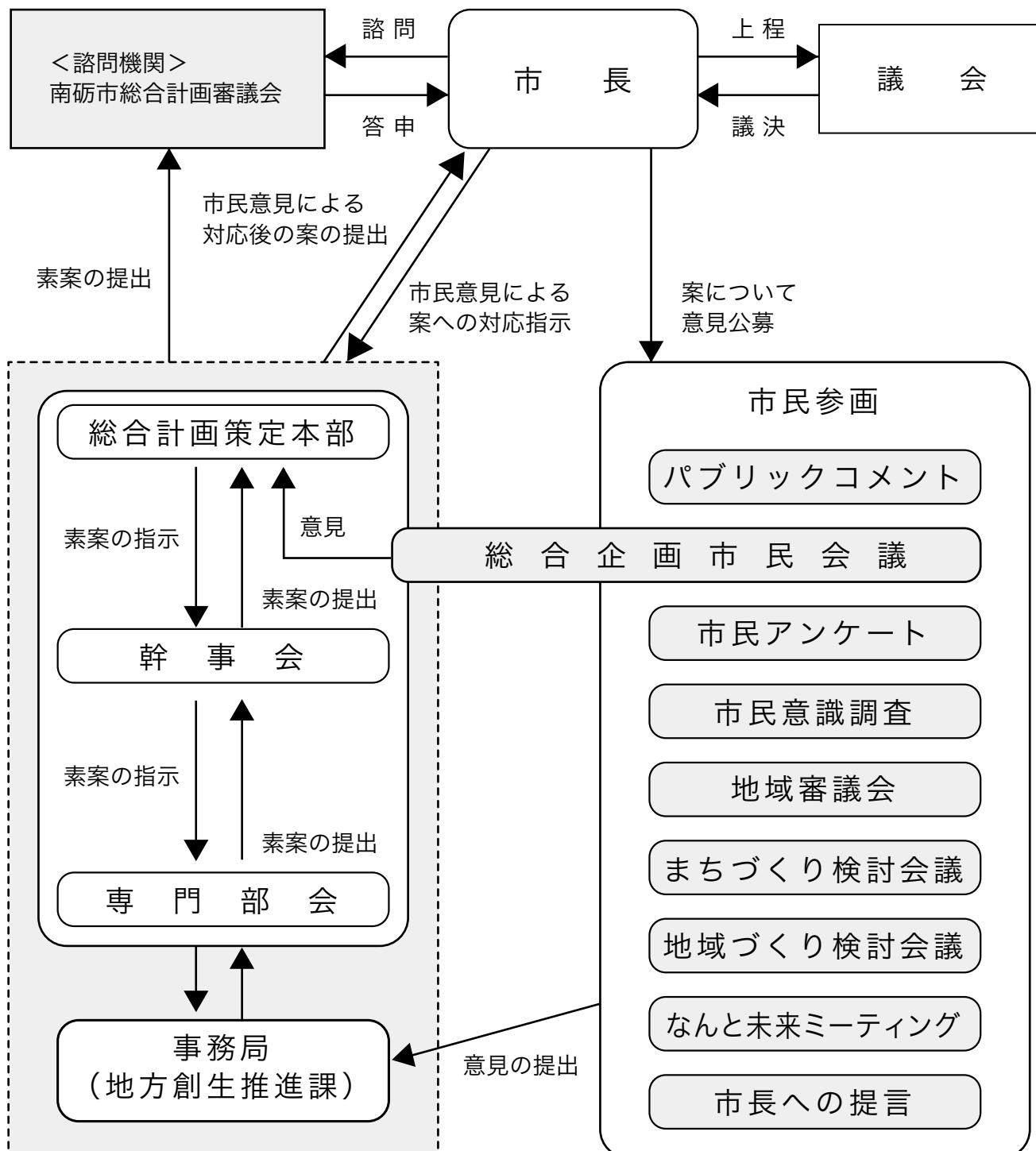
指 標	指標の説明	単 位	当 初	目 標
南砺市や地域に誇りや愛着を感じる市民の割合	【市民意識調査】南砺市への「誇り」や「愛着」を感じていると回答した数／有効回答数	%	67.6	70
まちづくりに参加している市民の割合	【市民意識調査】市や国、県が実施するまちづくり事業に参加したと答えた数／有効回答数	%	9.4	向上させる
自らまちづくりに取り組む市民の割合	【市民意識調査】友人や知人にぜひお勧めしたい南砺市内の文化や景観があると答えた数／有効回答数	%	47.6 (2018)	向上させる

重要業績評価指標（KPI）

指 標	指標の説明	単 位	当 初	目 標
住み続けたいと思う市民の割合	【市民意識調査】今後も現在住んでいる地域に住み続けたいと思うと回答した数／有効回答数	%	69.5	70
自信をもって紹介できる文化や景観があると答えた市民の割合	【市民意識調査】友人や知人にぜひお勧めしたい南砺市内の文化や景観があると答えた数／有効回答数	%	72.0	向上させる
南砺市が発信している情報を利用している人の割合	【市民意識調査】広報なんと、南砺市HP、Facebookなんとくんのいずれかを利用したことがあると回答した数/有効回答数	%	76.1	向上させる
空き家等のリノベーションスクールによる実践件数	空き家等のリノベーションスクールをうけて、実践に繋がった件数（累計）	回	0	5
まちづくりに取り組む人材の育成に関するセミナーへの参加者数	セミナーやワークショップ等への参加者数	人	598	向上させる

資料編

1 第2次南砺市総合計画策定の体制



※アンケートやまちづくり検討会議の実施にあたっては、小中高生も含め意見を募る

2 策定の経緯

年月日	計画策定	総合計画審議会	市議会	市議会参画等
2018年4月	・総合計画策定本部会議 (27日)			
5月			・全員協議会にて策定スケジュール、組織を説明 (7日)	
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				・地域づくり検討会議 (10月～12月)
11月	・総合計画策定本部会議 (1日)			
12月	・総合計画策定本部会議 (14日)			・市民アンケート、転出者 アンケート (12月～1月)
2019年1月			・全員協議会にてまちづくり検討会議の結果報告 (10日)	
2月			・全員協議会にて地域づくり検討会議の結果報告 (5日) ・全員協議会にて市民アンケートの結果報告 (27日)	・地域審議会にてまちづくり 検討会議・地域づくり検討 会議の結果報告 ・第1回総合計画市民会議 (24日)
3月				・第2回総合計画市民会議 (17日)
4月	・総合計画策定本部会議 (23日)			・第3回総合計画市民会議 (14日)
5月	・総合計画策定本部会議 (16日)			・第4回総合計画市民会議 (26日)
6月	・総合計画策定本部会議 (7日)	・第1回総合計画 審議会 (21日)	・全員協議会にて策定スケ ジュール、方針の説明 (7日)	・第5回総合計画市民会議 (16日)
7月			・全員協議会にて将来像素 案の説明 (3日)	・ローカルサミットNEXTin 南砺＆南砺まちづくりビ ジョンフォーラム(28日) ・パブリックコメント (7月～8月)
8月				
9月	・総合計画策定本部会議 (6日) ・総合計画策定本部会議 (24日)			・地域審議会

資 料 編

年月日	計画策定	総合計画審議会	市議会	市議会参画等
2019年10月		・第2回総合計画審議会 (2日)	・全員協議会にて将来像素案、パブリックコメントの結果報告 (7日)	・ローカルサミットNEXTin南砺 (26日～27日)
11月	・総合計画策定本部会議 (1日) ・総合計画策定本部会議 (26日)		・議員懇談会にて、将来像案、現行総合計画、総合戦略の評価説明 (26日)	
12月	・総合計画策定本部会議 (16日)	・第3回総合計画審議会 (20日)	・議員懇談会にて素案、人口推計資料提供 (23日)	
2020年1月	・総合計画策定本部会議 (9日) ・総合計画策定本部会議 (20日)	・第4回総合計画審議会 (17日) ・答申(20日)	・議員懇談会にて素案、キヤッチフレーズの決定 (15日)	・パブリックコメント (1月～2月)
2月	・総合計画策定本部会議 (25日)		・全員協議会にて全体概要の説明(6日) ・議員懇談会にて全体像、全事業の説明(18日) ・全員協議会にて全体像、指標、財政見通しの説明 (27日)	・地域審議会



3 総合計画審議会条例

平成17年3月30日

条例第2号

改正 平成18年3月28日条例第30号

平成20年3月31日条例第23号

平成25年3月25日条例第29号

平成27年3月20日条例第5号

平成28年3月18日条例第7号

(設置及び所掌事務)

第1条 本市の施策の総合的かつ基本的な計画に関し市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、南砺市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市教育委員会の委員
- (4) 市農業委員会の委員
- (5) 地域審議会の委員
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 関係諸団体の役職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長政策部地方創生推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

資 料 編

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日条例第30号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日条例第23号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第29号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第7号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

4 総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	所属・役職等	備考
会長	中村 和之	富山大学副学長	学
副会長	川合 声一	南砺市商工会 会長 (兼南砺市観光協会 会長)	産
委員	高野 敬三	砺波公共職業安定所 所長	官・労
委員	谷 雅行	北陸銀行福野支店長	金 前任: 渡會 慎一郎
委員	大村 文	となみ衛星通信テレビ株式会社	言
委員	水上 和夫	南砺市教育委員	
委員	武部 範代	南砺市連合婦人会 会長	
委員	杉森 桂子	南砺市農業委員会 委員	
委員	中山 繁實	南砺市社会福祉協議会 会長	
委員	沼口 千尋	南砺市P T A連絡協議会 家庭教育委員長	
委員	松本 久介	城端地域審議会 会長	
委員	宮本 佳子	平地域審議会 会長	
委員	田中 進	上平地域審議会 委員	
委員	米倉 宗嗣	利賀地域審議会 委員	前任: 城岸 一明
委員	三谷 直樹	井波地域審議会 会長	
委員	柳田 由紀	井口地域審議会 委員	
委員	澤田 清治	福野地域審議会 委員	
委員	蟹野 正男	福光地域審議会 会長	
委員	原田 司	公募委員	
委員	坂本 博昭	公募委員	
委員	石渡 博	公募委員	
委員	渡邊 美和子	公募委員	
委員	平野 信一	公募委員	

資 料 編

5 質問文

地創推第228号
令和元年6月21日

南砺市総合計画審議会 会長 殿

南砺市長 田 中 幹 夫

「第2次南砺市総合計画 策定」について（質問）

第2次南砺市総合計画の策定にあたり、南砺市総合計画審議会条例（平成17年3月30日 条例第2号）第1条の規定により質問します。

6 答申文

令和2年1月20日

南砺市長 田中 幹夫 殿

南砺市総合計画審議会
会長 中村 和之

「第2次南砺市総合計画（素案）」について（答申）

令和元年6月21日付け地創推第228号で諮問のありました第2次南砺市総合計画の策定については、市の将来像とそのための進むべき方向性を示すまちづくりの指針として概ね適正であると認め、下記の意見を付して答申します。

なお、市民の関心が高い具体的な施策の実施については、まちづくりプラン及び個別具体的な計画に基づき進められることから、本計画が大人から子どもまで広く理解されるよう、個別計画との整合性を明確にし、将来像の実現に向け着実に取り組まれるよう要望するとともに、審議の過程において、各委員から提起された意見については、今後のまちづくりに十分に反映するよう求めます。

記

1. 将来の南砺を担う子どもたちにとってわかりやすい計画になるよう留意されるとともに、子どもたちと南砺の未来を一緒に考える取組を進められたい。
2. 持続可能な地域社会の実現に向け、小規模多機能自治組織による地域づくりは始まったところであり、地域と行政との適切な役割分担に努められるとともに、情報提供や連携を密にすることで、地域の課題解決に繋がるよう進められたい。
3. 「防災」を始めとして、市が通常やるべき事務事業は個別計画に基づき進めることとしているが、特に市民の安全・安心を守れるよう、防災体制の充実と災害に強いまちづくりを確実に進められたい。
4. 本計画を着実に進めると同時に、市民に市政を丁寧にわかりやすく伝えることにより、市民が積極的に市政に参加できるように配慮されたい。
5. 将来像が広く市民に浸透するよう努められるとともに、市民と一緒にになって「一流の田舎」を目指すことへの機運の醸成に取り組まれたい。

7 市民参画等

(1) 市民アンケート

概要 今後目指すべきまちづくりの参考とするためのアンケート

- 対象者：無作為抽出した南砺市民 2,500世帯
- 方法：郵送による配布・回収
- 期間：2018年12月28日～2019年1月15日
- 回収数：2,072票

(2) 転出者アンケート

概要 住み続けたい、戻ってきたい地域となるためのアンケート

- 方法：市民アンケートに同封し、家族に転出者がいる方に回答してもらう
- 期間：2018年12月28日～2019年1月15日
- 回収数：224票

(3) 総合計画市民会議

概要 将来像を考えるワークショップ

- 回数：全5回（2019年2月～6月）
- 委員：25名（内、市職員5名）

(4) まちづくり検討会議

概要 将来を見据えたまちづくりの方向性を検討する会議

- 地域：城端、井波、福野、福光
- 回数：全57回（2018年2月～12月）
- 委員：各地域15名

(5) 地域づくり検討会議

概要 地域の将来像を考えるワークショップ

- 地域：平、上平、利賀、井口
- 回数：全16回（2018年10月～12月）
- 委員：各地域10名

(6) 地域審議会

- 地域：城端、平、上平、利賀、井波、井口、福野、福光地域
- 回数：全24回（2019年2月、2019年9月、2020年2月）
- 委員：9名～15名

(7) パブリックコメント

1回目

- 期間：2019年8月1日～20日
- 件数：5件

2回目

- 期間：2020年1月23日～2月11日
- 件数：0件

8 用語説明

頁	用語	説明
あ 行	11,35 IoT	Internet of Thingsの略で、モノのインターネットの意味。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
	29 ICT	Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術の意味。通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。
	9,25, 34 IJUターン	都市や地方から別の地方へ移住する「Iターン」、地方から大都市等へ移住したあと、地方近くの中規模な都市等へ移住する「Jターン」、地方から都市へ移住したあと、再び地方へ戻る「Uターン」の総称。
	12,34 空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家を利用・活用したい人に紹介するシステム。
	26,36 インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。
	21 エコノミックガーデニング	アメリカで始まった地域経済活性化施策で、地域経済を「庭」、地元の中 小企業を「植物」に見立て、行政、経済団体、金融機関などが連携して、地元企業が成長できるようなビジネス環境をつくるもの。
	2,22 エコビレッジ	これまでの物質的・金銭的豊かさと効率性を追求してきた物質エネルギー文明を見直し、いのちを営々とつなぎ、地域内での資源の循環と地域の自立を目指す新しい暮らし方によるコミュニティ。
	2,11, 27 SDGs 未来都市	自治体によるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた優れた取組を提案する都市を国が選定し、取組を支援する制度。
	22 応援市民	市外に住みながらも、南砺市を愛し、応援活動を実施いただける方を「応援市民」として登録する制度。
か 行	24 合併算定替	合併特例法に基づき、普通交付税を合併後10年間は合併前の市町村ごとに算定した額とし、その後5年間は激変緩和措置がある。
	8,22, 26,34 関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す（地域内にルーツがある人、過去に勤務や居住した人、行き来する人など）。
	1 基本構想	総合計画は、地方自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画で、一般的に、将来像や目標を示す「基本構想」と、これを実現するための施策を示す「基本計画」などで構成される。1969年の地方自治法の改正により、基本構想の策定が地方自治体に義務付けられていたが、2011年の地方自治法改正により、基本構想の策定義務がなくなった。
	35 クリエイティブ産業	芸術、映画、コンピュータゲーム、服飾デザイン、広告など、知的財産権を有した生産物の生産に関わる産業。

資料編

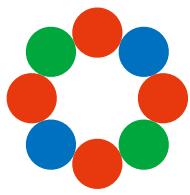
頁	用語	説明
か 行	9,21, 25,32	健康寿命 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	24	減債基金 地方債の返済を計画的に行うために設けられる基金。
	9,10	合計特殊出生率 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
	21,22	コミュニティビジネス 地域課題の解決をビジネス的な手法で取り組むもの。
	34	コンシェルジュ フランス語のconciergeは集合住宅の管理人で、そこからホテルをはじめ様々な施設で、客のあらゆる要望や案内に対応する総合世話係の職名として使われるようになった。
	22,36	コンベンション 大規模な集会や会議のこと。
さ 行	22	再生可能エネルギー 太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるもの。太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが挙げられ、温室効果ガスをほとんど排出しない環境にやさしいエネルギー。
	24	財政調整基金 地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。
	4	産官学金労言 産業界、官公庁、大学、金融機関、労働団体、言論界（メディア）を指す。
	25	ジェンダーギャップ 男女の違いにより生じる格差のこと。世界経済フォーラム（WEF）が毎年発表しているジェンダーギャップ指数の2019年版では、153か国中121位で、過去最低となった。
	9,13	自然動態 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。
	24	実質公債費比率 地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。
	25	シビックプライド 都市に対する市民の誇りのこと。地域に対する愛着だけでなく、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心を指す。
	10	社会移動 一定期間における市外移動及び市内移動に伴う人口の動き（転入、転出）。
	10,13	社会増減 市外からの転入、市外への転出による人口の増減。
	9,13, 14,22	社会動態 一定期間における転入、転出及びその他の増減に伴う人口の動き。
4	重要業績評価指標 (KPI)	目標を達成するための取組の進捗状況を定量的に測定するための指標（Key Performance Indicator）。

頁	用語	説明
さ 行	7,22 循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。
	9,10 人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を勘案して、各都道府県及び各市町村が策定する計画。人口の現状分析、将来人口推計を基に、将来目標人口や将来像を示している。
	27 ステークホルダー	利害関係者のこと。金銭的な利害だけでなく、地域住民、行政機関、企業、研究機関、金融機関など、直接的・間接的な様々な利害関係者を含む。
	27 スマート農業	ロボット技術や情報通信技術を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。
た 行	34 地域おこし協力隊	地方自治体が募集を行い、地域おこしや地方の暮らし等に興味のある都市部の住民を受け入れて委嘱し、地域協力活動に従事してもらい、定住・定着を図る制度。
	25 地域包括ケア	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方。
	23 地方交付税の一本算定	地方交付税は、地方公共団体の税収の不均衡を是正し、どの地方公共団体においても、一定の行政水準を確保できるよう、国が国税から配分するもの。 合併後一定期間は合併算定替により旧市町村ごとに算定した額が配分されていたが、激変緩和機関を経て、合併から最長15年過ぎると、1つの団体として算定した額となる。
	5 地方版総合戦略	「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総称。
な 行	11,21 土徳	民藝運動をリードした柳宗悦が、南砺の信仰風土・精神風土を表した造語。
	29 なんと元気っ子教室	幼児とその保護者を対象とした運動遊びの実技指導をとおして、運動・スポーツの楽しさや喜びを感じ、継続的な運動の習慣づけを目指す事業。
	38 なんとポイント制度	地域課題を解決したり、地域を盛り上げるなど公益的な活動に参加した人にポイントを付与し、市内の商店等で商品やサービスと交換することができる南砺市の制度。
は 行	21,30 ネウボラ	フィンランド語で助言の場という意味で、妊娠期から出産、子供の就学前までの間、母子とその家族を支援する拠点や制度。
	1,3,4,5 P D C A サイクル	Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の4段階を繰り返すことによって、継続的に改善する手法。

資料編

頁	用語	説明
● は 行	27 5G	5th Generationの略で、第5世代移動通信システムのこと。高速・大容量、低遅延、多数端末との接続という特徴により、社会に大きな技術革新をもたらすと期待されている。
	24 扶助費	社会保障の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者等に対して行っている様々な支援に要する経費。
	24 普通交付税	地方交付税には普通交付税と特別交付税があり、普通交付税は、各地方公共団体が標準的な行政を行うのに必要な財源を保障するため、一定のルールに基づいて算定された額が交付されるもの。特別交付税は、普通交付税で捕捉できない特殊事業による財源需要に対して配分されるもの。
	32 フレイル	Frailty (フレイルティ) を語源とし、健常から要介護に移行する中間の段階。加齢とともに心身の活力 (運動機能や認知機能等) が低下し、心身の脆弱性が出現した状態であるが、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態。
● ま 行	3 まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づき、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して、都道府県は「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、市町村は「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するよう努めることとされている。
	22 木質バイオマスエネルギー	「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass)、一般に「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことを指し、その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。
● ら 行	39 リノベーション	renovationは建物の改修のことと、既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えること。





南砺市

NANTO CITY

富山県南砺市

〒939-1692
富山県南砺市荒木1550
TEL 0763-23-2003
FAX 0763-52-6340
<https://www.city.nanto.toyama.jp>

第2次南砺市総合計画

令和3年3月発行

発行／富山県南砺市

編集／政策推進課